破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７９号
茨城県土浦市下高津１丁目４番22号
債務者　矢口れいこ
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３号
岡山県倉敷市西富井1316番地８
債務者　妹尾　咲恵（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
岡山県倉敷市鳥羽41番地３　アルファステイツ中庄駅前Ⅲ706
債務者　髙田　和朗
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
埼玉県春日部市小渕694番地
債務者　竹澤　健一
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３９８号
埼玉県ふじみ野市大井中央１丁目７番30号　ハレクラニハイツ102
債務者　臼井　絢子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３２号
埼玉県狭山市広瀬１丁目31番15号
債務者　本多　守勝
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４２号
福岡県京都郡みやこ町犀川大村227番地
債務者　中村ちづ子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
福岡県京都郡みやこ町犀川大村92番地１　大村団地３号
債務者　中村　明生
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
福岡県築上郡築上町大字椎田872番地１
債務者　中村　員久
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
福岡県京都郡苅田町与原2270　日産白石ユースハウス南寮Ｄ棟310Ａ、住民票上の住所福岡市博多区堅粕３丁目１番５―818号
債務者　岩丸　　満
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
福岡県行橋市大字中津熊337番地11
債務者　菅　　正幸
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
群馬県渋川市八木原286番地７
債務者　石田　杏子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２８号
群馬県前橋市下細井町472番地３　エーワンハイツ２―Ｂ号
債務者　小野　広子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３０号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田162番地２
債務者　村上　明子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３２号
群馬県前橋市小相木町215番地　コーポラスＳⅡ101号
債務者　中村　浩之
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８５号
埼玉県所沢市緑町４丁目２番13―203号　メゾンド緑町
債務者　後藤　里美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０５号
埼玉県飯能市大字落合232番地11
債務者　太田　信英
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部